

「国が実施する統計調査に関する提案募集」（これまでの公表分のフォローアップ）

(別紙2)

No	調査名	現状・課題／提案内容	担当府省	対応方策（検討事項等）	対応状況（フォローアップ）
公表時期：2018年10月25日公表分					
1	匿名データが提供されている各調査	<p>回答者負担の軽減は、統計調査の精度が低下や調査項目が減少につながるのではないかと心配しております。回答者負担軽減よりも、多くの研究者が簡単に統計データを利用してその研究結果等を様々な公表してもらい、負担も止む無しと思える意識を広げていくことを望みます。そのために、匿名データの利用方法を簡単にすることを提案します。</p> <p>数年前、イギリスの匿名データを利用したのですが、申請もデータダウンロードもインターネット上から行え、採択の審査もなく、共同研究の場合は申請者代表が登録するだけで、匿名データが利用可能でした。日本では個人情報保護の考え方の違いから、同様の方法で匿名データを利用することは難しいかと思いますが、ご検討いただけたらと思います。</p>	総務省	匿名データの提供手続については、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）の全面施行に向けて、有識者や国民の意見を聴いた上で政省令やガイドラインの改正等を行うこととしており、統計調査に対する国民の信頼確保の観点も踏まえつつ、利用者の利便性向上について検討していく予定です。	匿名データの提供については、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）の全面施行に向け、統計委員会に対する諮問やパブリックコメントを行った上で、統計法施行令（平成20年政令第334号）及び統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）が改正され、匿名データの提供に係る手数料について、利用者により利用しやすい額に変更されるとともに、匿名データの提供に当たっての利用目的について、従来の学術研究等のほか、デジタル社会形成基本法に規定する特定公共分野や高等学校における教育にも拡充されたところです。なお、匿名データの具体的な利用方法については、政府統計の総合窓口（e-Stat）内にマイクロデータ利用ポータルサイト（miripo）を構築し、統計局、統計センター等のHPと相互に連携しながら情報提供の充実を図り、利用者の利便性向上に努めているところです。
2	マイクロデータを提供している調査全般	<p>これまでいくつかの学会等で報告は聞かせていただきましたが、公的統計調査のマイクロデータの中に、オーダーメイド集計、調査票情報、匿名データとあるようで、それらの違いについて自分の中で整理できていないこともあり、提供施設についてもオンサイト施設である統計データ利用センターや大学内の施設もあり、どの施設でどのような形式のデータを申請でき、どのように利用できるか混乱していますので、説明会等を定期的に行っていただけると有難いと思っています。</p>	総務省	<p>調査票情報の二次的利用については、統計法（平成19年法律第53号）において、調査票情報の二次利用及び提供、委託による統計の作成等並びに匿名データの作成及び提供については、当該制度の周知及び利活用の促進等を図る観点から、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）に基づき、調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトの整備を検討しているところです。</p> <p>また、調査票情報のオンサイト利用については、平成29年以降実施している新たな取組であることから、今後、オンサイト施設を設置している大学等の御協力も得ながら、利用者向けの情報提供を充実させていく予定です。</p>	調査票情報の二次的利用（調査票情報の二次利用及び提供、委託による統計の作成等並びに匿名データの作成及び提供）については、当該制度の周知及び利活用の促進等を図る観点から、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。令和2年6月2日変更）に基づき、政府統計の総合窓口（e-Stat）内にマイクロデータ利用ポータルサイト（miripo）を構築し、調査票情報のオンサイト利用を含め、それぞれの利用要件や提供手続等について情報提供を行っているところです。また、統計関連学会等の各種学会や公的統計マイクロデータ研究コンソーシアムシンポジウムなどの機会を通じて、調査票情報の二次的利用制度等について周知・広報を行っているところであり、今後とも様々な機会を通じて利用者に対する情報提供の充実を図っていきたくと考えています。
3	家計調査(基幹)その他	<p>社会の構造変化を考慮した統計の定期的な公表をご検討いただきたい（例：越境EC、シェアリングサービス、キャッシュレス動向など）</p>	総務省	<p>社会構造の変化に対応した統計については、それぞれの統計において、時々の社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜、調査項目の変更・追加などにより対応しているところです。また、新たな概念など即座に対応することが難しいものについては、十分に分析・検討した上で対応方法を考えています。例えば、総務省・統計委員会では、シェアリングエコノミー等、多様化するサービス産業の計測や、資産の活用実態による適切な把握などのパイロット的な課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討するとしています。また、国際動向等に関する情報について関係府省から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてそれらに関する研究を行い、第Ⅲ期基本計画に掲げる各種施策の更なる推進や支援等に努めていくなど、取組を進めているところです。</p>	社会構造の変化に対応した統計については、それぞれの統計において適宜対応しているところですが、新たな統計整備に向けた研究も順次進めています。シェアリングエコノミーについては、内閣府が中心となって「2018年度シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」を実施し、令和元年8月30日の統計委員会企画部に報告しました。また、資産の活用実態を把握するため、統計委員会担当室では、委託研究「不動産パネルデータベースの構築及びデータ分析に関する調査研究（第1期、第2期）」を平成30年度及び令和元年度に実施し、令和元年6月28日及び令和2年5月28日の統計委員会企画部に報告しました。このほか、国際動向等に関する情報については、令和2年10月1日の統計委員会企画部において、国民経済計算における国際比較可能性の向上に向けて関係府省から報告を受けるとともに、その審議を踏まえて、令和3年度の調査研究などとして、更なる情報収集を行う予定であるなど、取組を進めているところです。
4	<p><総務省> サービス産業動向調査(一般) <経済産業省> (情報通信業基本調査については総務省と共管)企業活動基本調査(基幹) 情報通信業基本調査(一般) 海外事業活動基本調査(一般)</p>	<p>Webでの回答票が非常に重くて操作しづらいです。回答後のPDFを開く場合もマクロ？が作動する為クラッシュして開かないこと多々です。設問数の多さ・内容の細かさに加えて、この操作性ですと、毎年回答が負担・億劫になっているのが正直なところです。ブラウザだけで回答できませんか？特に、海外事業活動基本調査での現法回答票は操作だけでなく見辛い為、毎年回答するか否か、都度 検討しています。（中国語での調査の手引きもあってと助かります。）</p>	<p><総務省> 御提案について、サービス産業動向調査においては、ブラウザで回答できるように、2019年中のHTML形式の調査票の導入に向けて現在作業を進めているところです。</p> <p><経済産業省> ご指摘のあった海外事業活動基本調査及び企業活動基本調査、情報通信業基本調査においては、記入者の入力負担の軽減を考慮し、平成30年（2018年）調査よりPDF形式からExcel形式に変更し、利便性を高めているところです。HTML形式の作成については、今後検討いたします。</p> <p>また、海外事業活動基本調査の調査の手引きについては、日本語版、英語版、中国語版を作成しておりますが、中国語版については、HPIのみ掲載しております。ご参考までに、以下にURLを記載しますので、ご利用ください。 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/gaiyo/minkan/pdf/pdf_48/h2c48chit.pdf</p>	<p><総務省> サービス産業動向調査では2019年6月調査分から、HTML形式の調査票を導入いたしました。</p> <p><経済産業省> ご指摘のあった海外事業活動基本調査及び企業活動基本調査、情報通信業基本調査においては、記入者の入力負担の軽減を考慮し、平成30年（2018年）調査よりPDF形式からExcel形式に変更し、利便性を高めているところです。</p> <p>なお、企業活動基本調査のHTML形式調査票につきましては、令和4年（2022年）調査より導入すべく調整を進めています。</p> <p>また、海外事業活動基本調査の調査の手引きについては、日本語版、英語版、中国語版を作成しておりますが、中国語版については、HPIのみ掲載しております。ご参考までに、以下にURLを記載しますので、ご利用ください。 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/gaiyo/minkan/pdf/pdf_48/h2c48chit.pdf</p>	
公表時期：2019年4月26日公表分					
5	消費動向調査	<p>地域別の長期時系列データについては、消費者態度指数のみ公表されており、使い勝手が悪い。</p> <p>地域別長期時系列データについて、消費者意識指標（暮らし向き、収入の増え方、雇用環境、耐久消費財の買い時判断、資産価値）も公表すべきである。</p>	内閣府	<p>平成25年4月調査公表時より地域（ブロック）別の消費者意識指標（暮らし向き、収入の増え方、雇用環境、耐久消費財の買い時判断、資産価値）については、政府統計の総合窓口（e-stat）にて毎月クロス表（CSV形式）で公表しています。よって、利用者が月次のデータを用い、時系列化することは可能です。地域（ブロック）別の消費者意識指標（暮らし向き、収入の増え方、雇用環境、耐久消費財の買い時判断、資産価値）の長期時系列表を公表するにあたっては、統計作成者の作業負担、ニーズなどを鑑み、今後検討を進めてまいります。また、地域（ブロック）別のクロス表（消費者態度指数、消費者意識指標（暮らし向き、収入の増え方、雇用環境、耐久消費財の買い時判断、資産価値））、長期時系列の地域（ブロック）別の消費者態度指数（二人以上の世帯）については政府統計の総合窓口（e-stat）に掲載しております。ご参考までに、以下にURLを記載しますので、御利用ください。https://www.e-stat.go.jp/stat-earch/files?page=1&toukei=00100405&tstat=000001014549</p>	消費動向調査ではe-stat上に公表されている統計表のデータベース化を進めているところ。データベース化が完了後、地域（ブロック）別の消費者意識指標（暮らし向き、収入の増え方、雇用環境、耐久消費財の買い時判断、資産価値）については時系列でのデータ取得が可能となる予定である。

6	消費者物価指数	ネット販売が拡大するなかで、オンライン価格を捕捉できていない。 オンライン価格を早期に捕捉するための検討を行い、統計に反映させるべきである。	総務省	ネット販売価格については、既に「航空運賃」や「サブリメント」などネットでの購入割合が高い品目のほか、ネットバンキングの「振込手数料」なども消費者物価指数に反映されています。 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、「消費者物価指数の次期基準改定に向け、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。」とされたことを踏まえ、現在、テレビなどの家電や宿泊料などの旅行サービスのネット販売価格を指数に算入すべく、POSデータや、ネット販売サイトから自動的に情報を取得する技術（ウェブスクレイピング）により取得した価格情報などを利用した指数作成方法の検討を進めているところです。今年度中にネット販売価格の取集対象を選定し、来年度、次期基準改定に向けた正式な価格取集の準備を進める予定です。	ネット販売価格については、既に「航空運賃」や「サブリメント」などネットでの購入割合が高い品目のほか、ネットバンキングの「振込手数料」なども消費者物価指数に反映されています。 また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、「消費者物価指数の次期基準改定に向け、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。」とされました。これを踏まえ、テレビなどの家電や宿泊料などの旅行サービスのネット販売価格を指数に算入すべく、POSデータや、ネット販売サイトから自動的に情報を取得する技術（ウェブスクレイピング）により取得した価格情報などを利用した指数作成方法の検討した結果を、令和元年に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会、企画部会）に報告するとともに、2020年基準改定において、ネット販売価格を含むPOSデータを用いた品目の拡大及び、ウェブスクレイピングにより取得した品目の指数を公表しています。
7	小売物価統計調査	ネット販売が拡大するなかで、オンライン価格を捕捉できていない。 オンライン価格を早期に捕捉するための検討を行い、統計に反映させるべきである。	総務省	小売物価統計調査においては、ネットでの購入割合が高い「健康保持用摂取品」について、通信販売による価格（＝ネット販売価格）を調査しています。 また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、「行政記録情報等・ビッグデータを含む民間データの活用に関する研究を実施する」とこととされました。物価統計の分野においては、近年、POSデータや、ネット販売サイトから自動的に情報を取得する技術（ウェブスクレイピング）を用いて取得した価格情報など、調査によらない方法で価格を把握できるようになってきており、これらの民間データを用いた物価統計の作成に向けた検討を進めてまいります。	小売物価統計調査においては、ネットでの購入割合が高い「健康保持用摂取品」について、通信販売による価格（＝ネット販売価格）を調査しています。 また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、「行政記録情報等・ビッグデータを含む民間データの活用に関する研究を実施する」とこととされました。物価統計の分野においては、近年、POSデータや、ネット販売サイトから自動的に情報を取得する技術（ウェブスクレイピング）を用いて取得した価格情報など、調査によらない方法で価格を把握できるようになってきており、これらの民間データを用いた物価統計の作成について、引き続き検討しているところです。 なお、小売物価統計調査の一部（構造編の「店舗形態別価格調査」及び「銘柄別価格調査」）については、諮問第142号の答申「小売物価統計の指定の変更及び小売物価統計調査の変更について」（令和2年9月9日付府統委第14号）を受け、調査員による価格調査を中止（2021年12月終了）し、POSデータを活用した分析集計に移行することを決定しました。これを踏まえ、2021年6月に「小売物価統計調査関連分析 民間データを用いた店舗形態別価格等に関する分析結果－2019年（令和元年）－」を公表しました。
8	科学技術研究調査	有価証券報告書に開示している項目（従業者総数、総売上高）についても記入する必要がある。 有価証券報告書に開示している項目について、記入不要とすべきである。	総務省	御提案のとおり、有価証券報告書を活用することは、報告者の負担軽減に有効と考えられますが、活用には、本調査の調査期日（毎年3月31日現在）と企業の決算月が異なる場合や、本調査で把握する総売上高と有価証券報告書上の金額の単位が異なる場合があるなど、結果精度の確保の観点から、現状では困難であることを御理解ください。 なお、将来的な有価証券報告書の活用の可能性について、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。	有価証券報告書に開示している項目から、科学技術研究調査（以下「調査」という。）への代替可能性について検討しました。 従業者数については、 ① 調査における「従業者総数」が臨時・日雇いのものであっても1か月以上にわたって雇用されている者は全て含めることとしている一方、有価証券報告書における「平均臨時雇用人員」（調査の「従業者総数」に含める必要のある雇用者と考えられます）については記載を省略している事例があること、 ② 調査における「従業者総数」は他法人へ派遣している者を含み、他法人から派遣されている者は含めない扱いとしている一方、有価証券報告書における「従業員数」は就業人員数となっているケースが大半であること、 ③ 有価証券報告書を提出している企業のうち、調査期日（毎年3月31日現在）と決算月が同じ企業は3割弱にとどまっていること、 から、こうした定義等の違いは、結果精度確保の観点からは無視できないものと考えられます。 また、売上高については、調査における「総売上高」は消費税等を含む金額を把握している一方、有価証券報告書における「売上高」は消費税が含まれていないケースが大半となっています。 このため、有価証券報告書の活用は難しいとの結論に至りました。
9	科学技術研究調査	文部科学省「民間企業の研究活動に関する調査」と項目が重複している（例えば、売上高、従業員、新規採用数、転入研究者数、博士号取得者数、研究費、社外への研究費）。 文部科学省「民間企業の研究活動に関する調査」との調査項目について、調整を行った後、重複を排除するように必要な措置を講じるべきである。	総務省 文部科学省	調査項目のうち、文部科学省の「民間企業の研究活動に関する調査」において、「科学技術研究調査」の回答結果で代替可能な項目については、統計法に基づき総務省から文部科学省に回答結果を提供し、重複を排除する方向で文部科学省と検討してまいります。	文部科学省「民間企業の研究活動に関する調査」において、2019年調査から総務省「科学技術研究調査」（総務省）の回答結果で代替可能な項目の回答を不要とし、統計法に基づく文部科学省からの申出によって総務省から当該項目のデータを提供することで、重複を排除いたしました。
10	家計調査 全国消費実態調査 国民生活基礎調査 所得再分配調査	家計所得に関する国際比較を行う際は、可処分所得を世帯人数の平方根で除した値（等価可処分所得）が用いられるが、日本では、相対的貧困率を算出する場合を除いて、等価可処分所得別の統計は公表されていない。 国際比較の観点から、総務省「家計調査」「全国消費実態調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」「所得再分配調査」において、等価可処分所得階級別の統計を作成・公表すべきである。	総務省	要望のあった調査のうち総務省が所管する2調査については、標本規模が大きい全国消費実態調査において、得られる結果精度を踏まえ、等価可処分所得階級別の統計の充実を図る方向で検討します。	要望のあった調査のうち総務省が所管する2調査については、標本規模が大きい全国家計構造調査（全国消費実態調査を全面的に見直し実施している調査）において、2021年8月31日に等価可処分所得階級別の統計を公表しました。
11	経済センサス - 基礎調査 活動調査	支店毎に回答しなければならぬため、作業に手間と時間がかかる。また、「事業所調査票10.年間商品販売額等」について、年間商品販売額順位の分類が、自社で管理している分類とは異なることから、指定の分類表に合わせるのに時間がかかる。 事業所ごとの年間商品販売額等について、毎月報告している「商業動態統計調査」のデータを活用すべきである。	総務省 経済産業省	2021年に予定している調査では、事業所ごとの年間商品販売額等の記入方法について、事業所・企業の負担軽減に資するように研究会等を通じて検討を行います。	令和3年の調査における調査項目については、記入の負担軽減の観点から見直しを行いました。が、卸売業・小売業の「年間商品販売額」につきましては、研究会等における検討の過程で、従来、商業統計調査において集計していた商品別の統計表を作成できるようにすべくとの要望が有識者の間で強かったため、結果的には、より詳細な5桁の品目分類とさせていただくこととなりました。これにより、商業統計に代わり引き続き商品別の詳細な分析が可能となります。
12	法人企業統計調査	調査依頼の書類が紙媒体で郵送されている。 調査依頼について、郵送とともにメールでの送付も行うべきである。ログイン画面のURLを添付したメールが送付されると、ログイン画面へのアクセスがスムーズになる。	財務省	法人企業統計については、メールアドレスを御登録いただいております法人には、2019年度調査より、ログイン画面が参照できますようにメールでも送付するようにいたします。	2019年度調査より、メールでもログイン画面が参照できるように改善いたしました。
13	法人企業景気予測調査	「Ⅱ. 計数調査」に記載する項目は、年度期首からの累計で管理しているため、調査票に合わせて四半期ベースで集計し直す必要がある。 「Ⅱ. 計数調査」の項目について、年度期首からの累計での記載も選択的に認めるべきである。	財務省 内閣府	法人企業景気予測調査の収益面での計数調査につきましては、平成31年度4-6月期調査より、報告者負担の軽減の観点から、見直しさせていただき予定しております。	平成31年度4-6月期調査より、収益面での計数調査について、年度の計数のみを回答いただく形式に見直しさせていただきました。
14	民間給与と実態統計調査	国税庁「民間給与実態統計調査」ではオンライン調査システムを用いて、web上でデータをアップロードする方法により、回答を行っているが、現行のシステムでは、アップロードできるオンライン報告は1回限りの運用となっている。このため、一旦回答した後データの誤りが判明した場合は、訂正したデータを紙媒体で提出することが求められている。 回答期間内は複数回のアップロードを可能とし、データの訂正をオンライン上で回答できるようにすべきである。	国税庁	ご提案いただいた内容については、現状、オンライン回答を処理するに当たり、運用上、送信回数を1回までと制限しているところですが、今後、再送信を可能とした場合における運用上の影響等を踏まえつつ、前向きに対応していきたいと考えています。	ご提案いただいた内容を踏まえ、令和元分調査（令和2年1月実施）以降、オンライン回答をした後に回答内容の訂正等を再度オンライン回答により行う場合は、事前に調査事務局（コールセンター）へご連絡いただくことにより、再度オンライン回答いただくことを可能としました。

15	賃金構造基本統計調査	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」は事業所単位の調査であるが、企業によっては本社が一括して事業所のデータを集約しているところもある。 厚生労働省から、本社に対して、対象事業所情報を本社人事部門に通知するとともに、調査書類・調査票を一括して発送すべきである。	厚生労働省	本社において労務管理のデータを集約している企業が増加していることを踏まえ、御提案のような対応について検討しております。	令和元年調査より、本社等において複数の調査対象事業所分の調査票をまとめて提出いただける「一括調査」を導入しました。
16	賃金構造基本統計調査	所轄労働局から、調査対象の事業所毎に調査票が送付されてくるが、各地で提出の締切日が異なっている。 調査票の送付時期や提出締切りの時期を統一すべきである。	厚生労働省	調査票の送付時期については統一するよう検討しております。また、調査票の提出締切日については7月31日とするよう統一してまいります。	令和元年調査より本省から調査票を一斉送付し、提出期限については送付用封筒に7月31日までに提出するよう記載し統一しました。
17	賃金構造基本統計調査	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」では、労働者の番号や氏名の記載が求められているが、こうした運用では、個人情報特定される可能性を排除できない。 人事院「職種別民間給与実態調査」と同様に、通し番号で対応すべきである。	厚生労働省	近年、個人情報保護に対する意識が高まっていることを踏まえ、氏名など労働者の特定につながる情報については、調査項目から削除することを検討しています。	令和元年調査より、個人情報保護に配慮して、調査項目から氏名を削除しました。
18	産業連関構造調査(鉱工業投入調査)	調査票はExcel形式で配付されるが、電子媒体では回答できない。 情報保全を図った上でExcel形式での回答が可能となるシステム構築を検討すべきである。	経済産業省	産業連関構造調査(鉱工業投入調査)については、経済産業省ホームページに掲載した調査票様式(Excel)をダウンロードし、電子メールにて提出する方法により行うことを検討いたします。	経済産業省ホームページに掲載した調査票様式(Excel)をダウンロードし、電子メールにて提出する方法を実施しております(令和2年9月30日より調査開始)。
19	生産動態統計調査	オンラインで回答しても、経済産業省に回答が届いていないといったシステム上の不具合が頻発している。 不具合の原因を改善するとともに、オンライン回答が確実に経済産業省に届くようにシステムの改善を図るべきである。	経済産業省	「政府統計オンライン調査総合窓口」で受け付けた回答データは、経済産業省側の統計業務用システムに取り込まれるまでにタイムラグがあることから、担当者が未回答として問い合わせを行ったものと考えます。 今後、回答データの迅速な取込が可能となるよう検討をしております。	「政府統計オンライン調査総合窓口」の担当部署と連携し、経済産業省側の統計調査システム間とのデータ通信量を抑制することでオンライン個票取得時間の短縮化に取り組んでいます。また、現時点の取得時間を把握した上で、無用な督促が生じないように改善しました。
20	統計全般(特に商業動態統計を想定)	統計調査によっては、事業所単位の調査を実施しているが、ネット販売など実店舗以外の販売の比重が高まっている。 統計調査によっては、実態の変化を踏まえて、事業所調査を実施する意義や調査項目の見直し、サンプル調査の活用などについて再検討すべきである。	経済産業省	御提案いただきました統計調査方法の改善についてですが、公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅲ期基本計画)に掲げられた措置・施策に基づいて、統計結果の継続性の観点にも留意しつつ、経済実態の変化を踏まえた見直しについて引き続き検討を行ってまいります。	商業動態統計調査は、サンプル調査を活用しており、2020年3月分調査からは母集団変更に伴い新調査名簿で調査を行っています。 また、2021年1月分調査からは、調査項目の詳細化及び削減の見直しを行いました。 引き続き、経済実態の変化を踏まえた見直しについて検討を行ってまいります。
21	海外現地法人四半期調査	調査依頼の書類が紙媒体で郵送されている。 調査依頼について、郵送とともにメールでの送付も行うべきである。ログイン画面のURLを添付したメールが送付されると、ログイン画面へのアクセスがスムーズになる。	経済産業省	現時点では、調査票記入御担当者様のメールアドレスを把握していないことから対応が難しい状況ですが、個別に事務局宛てに御相談いただくことは可能です。今後、ご当社様のメールアドレスの取得方法等を含め検討してまいります。	現時点では、調査票記入御担当者様のメールアドレスを把握していないことから対応が難しい状況ですが、ご希望いただいた場合には電子メールでの送付も行ってまいりますので事務局宛てに個別にご連絡いただきますようお願いいたします。
22	海外事業活動基本調査	「401.売上高」などの各調査項目は円換算後の数値で回答することが求められている。 売上高等について、現地通貨ベースでの回答も認めるべきである。	経済産業省	記入効率や正確性の観点を踏まえつつ、現地通貨ベースによる御回答について検討してまいります。	本調査は、海外現地法人だけでなく本社企業の売上高等の状況も調査し、結果を日本円で公表していることから、日本円でのご回答をお願いしております。現地通貨の日本円への換算については、記入の手引きに、国別の通貨換算表を掲載し、換算方法を具体的に説明させていただいておりますが、ご要望も踏まえ、現地通貨を日本円に換算するためのツール(Excel形式)を今後提供させていただきます。
23	海外事業活動基本調査	例年、調査票の回答提出後に、経済産業省より追加質問を照会されるが、対象となる関係会社の数が多く、聞き取りにも時間がかかることから、適切な対応を行うために相当な事務負担が発生する。 回答後の問い合わせを避けるために、調査票にあらかじめ一定割合以上の変動が生じている項目の変動要因説明欄を設けるべきである。また、追加照会をせざるを得ない場合は、時間短縮の観点から、電話ではなくメールで、追加質問の連絡を行うべきである。 また、照会する時期についても、企業側の長期の休暇期間(例えば、夏休みやお盆の時期)を避けることができるかどうか検討すべきである。	経済産業省	前年に比べ大きく数字が変動している場合には、その要因等を調査票の備考欄に記載いただくよう、調査票記入の手引に記載することを検討いたします。 疑義照会につきましては、メールでの御連絡を希望される場合、御教示いただいたメールアドレス宛てにご連絡させていただきます。 照会時期につきましては、御依頼の時期や締め切りまでの期間等につきまして、個別に御相談いただければ、なるべく御期待に添いたいと考えております。	前年に比べ大きく数字が変動している場合には、その要因等を調査票の備考欄に記載いただくよう、調査票記入の手引に記載いたします。 疑義照会につきましては、メールでの御連絡を希望される場合、御教示いただいたメールアドレス宛てにご連絡させていただきます。 照会時期につきましては、御依頼の時期や締め切りまでの期間等につきまして、個別の御相談に可能な限り応じているところです。

公表時期：2019年11月27日公表分

24	四半期別GDP速報	需要側の基礎統計の利用に伴う統計精度の悪化等に加えて、ネット通販やシェアリングエコノミーの普及に伴い、基礎統計における経済活動の捕捉率の低下や統計精度の悪化が生じている。 既存の推計方法の改善に加えて、シェアの高いネット通販会社が蓄積するビッグデータの活用を検討すべきである。	内閣府	内閣府においては、QEの推計精度向上のため、推計品目の共通推計項目化を進めるとともに、需要側推計値と供給側推計値の統合比率を見直すなどの取組を進めています。 ご指摘のシェアリングエコノミーについても、住宅宿泊事業について、来年末をメドに実施が予定されている次回基準改定において反映する方針です。 また、ビッグデータなどの新しい情報を公的統計に活用していくことは、公的統計全体にとって重要な課題と認識しており、今後、基礎統計においてビッグデータの活用を通じた改善が進めば、これらを加工して作成する国民経済計算に資すると考えられます。 例えば、現状ではQEの基礎統計として使われていませんが、総務省では、速報性があり包括的な消費指標の構築に向けて、POSなどのビッグデータの活用も視野に現在研究が行われています。国民経済計算としては、こうした各統計の改善の取組状況を見ながら、国民経済計算の精度の確保・向上に努めてまいります。	2020年12月に実施した2015年(平成27年)基準改定では、近年の民泊需要の増加に伴い、シェアリングエコノミーの1つである「住宅宿泊事業」について、新たに我が国の国民経済計算に反映しました。 具体的には、住宅宿泊事業法及び国家戦略特別区域法に基づき行われる住宅宿泊事業を記録の対象として、「住宅宿泊事業の宿泊実績について」(観光庁)、「訪日外国人消費動向調査」(観光庁)等から、産出額の推計を行いました。
25	e-stat	「科学技術研究調査」、「全国消費実態調査」、「就業構造基本調査」、「住宅・土地統計調査」については、単年度のデータはe-Statで入手できるものの、時系列データが公表されていない。 「科学技術研究調査」、「全国消費実態調査」、「就業構造基本調査」、「住宅・土地統計調査」について、「家計調査」で既に実施されているe-Stat上での「年次」×「調査項目」の表の生成・ダウンロードを可能とすべきである。	総務省	・科学技術研究調査については、e-Stat上で時系列のデータが取得可能となるよう対応を進めています。 ・就業構造基本調査については、時系列データをe-Statに掲載しています。 ・住宅・土地統計調査については、e-Statの「日本の住宅・土地」ページにおいて、主要な調査事項に係る時系列表(Excel)を掲載しています。 ・全国消費実態調査については、2019年調査の集計・公表以後、2014年以前の調査結果を2019年調査の結果と比較可能な形で遡及集計し順次公表する予定としており、遡及集計の公表に併せて時系列表の整備を図る方向で検討します。	・科学技術研究調査については、2002年調査以降のデータを整備し、e-Stat上で時系列のデータが取得可能となりました(2019年度に更新済)。 ・就業構造基本調査については、時系列データをe-Statに掲載しています。 ・住宅・土地統計調査については、e-Statにおいて、主要な調査事項に係る時系列表(Excel)を掲載しています。 ・全国家計構造調査については、2021年12月以降に予定される過去調査の遡及集計の公表時にあわせて時系列化したDBの整備を行う予定です。
26	毎月勤労統計調査	2018年1月のサンプル替え以降、正式な公表値である本系列と共通事業所ベースの参考系列の数値が大きく乖離している。 サンプル替えの際は調整値を算出・公表するとともに、サンプルサイズを広げるべきである。	厚生労働省	当該調査におけるローテーション・サンプリングの導入及びその際の遡及改定の取り扱いについては、統計委員会において検討され、標本交代時には遡及改訂を行わないこととされたものであり、現時点で調整値を算出・公表することは考えておりません。 なお、統計委員会からの指摘に基づき参考値として共通事業所の集計値を公表しております。また、サンプルサイズについては、現在調査計画と乖離があることを踏まえ、事業所の負担や予算上の制約を鑑みつつ、検討を行っているところでもあります。	当該調査におけるローテーション・サンプリングの導入及びその際の遡及改訂の取り扱いについては、統計委員会において検討され、標本交代時には遡及改訂を行わないこととされたものであり、現時点で調整値を算出・公表することは考えておりません。 なお、統計委員会からの指摘に基づき参考値として共通事業所の集計値を公表しております。また、サンプルサイズについては、現在調査計画と乖離があることを踏まえ、調査計画で示したサンプルサイズとなるよう、令和3年、令和4年の2か年にかけて調査対象事業所を追加する予定です。

<引き続き検討中の事項>

	調査名	提案内容	担当府省	対応策（検討事項等）	対応状況（フォローアップ）
公表時期：2018年10月25日公表分					
27	家計調査(基幹) その他	総務省の家計調査の公表タイミングをこれまでのように「翌月末」に戻していただきたい。GDPの予測を対外公表する際に、新公表タイミングの「翌々月初」だと考慮できないため。	総務省	現行の公表スケジュールは、家計調査、家計消費状況調査、CTI（消費動向指数）という家計消費に関連する3つの統計を同時・一体的に公表することにより、家計調査単独では把握できない、単身世帯・総世帯の月次の消費動向を含む消費動向のより正確な把握や総合的な分析を可能とするものとなっており、今年から開始されたところです。当面は、このスケジュールによって公表を行うこととしていますが、今後、これら3つの統計全体の公表早期化についても検討を進めてまいります。	公表早期化については統計精度と表裏一体であるため即時の対応は難しいが、引き続き検討を進めてまいります。
28	IoT関連の統計調査	IoT市場規模の把握では、IoTを活性化させる基本となる機器・サービス市場（いわゆるICT企業の事業範囲）のほかに、各産業（各省庁）ごとに拡大する市場（例えば、IoTを採用したことによる、農産物の収穫増、工場生産量から物流量の増加、等）の把握が重要となります。このために、統計上の集計を行なうターゲットの定義や、共通データベース化、その利用方法などを今のうちから定めておくことが望ましいと考えます。	総務省	IoT市場規模の把握については、それぞれ各府省所管の統計において、適宜、調査項目の変更・追加などにより対応する必要がありますが、即座に対応することが難しいものについては、十分に分析・検討した上で対応方法を考える必要があると考えております。今般、ご提案を頂いたご意見も参考にさせて頂きながら、実用化に向けた方法を模索し、検討を進めてまいります。	IoTなどの最新技術と経済活動との関係については、統計調査においてどのように把握していけばよいか難しい課題でもあり、諸外国の状況の把握等も行いつつ、引き続き検討してまいりたいと考えています。
29	工業統計調査(基幹) 資本財調査（産業連関構造調査）（一般）	<p>【工業統計調査】 工業調査表の「12 製造品の出荷額、在庫額等」の「ア 品目別製造品出荷額（年間）」に関し、経済産業省に毎月提出している機械器具月報の月別出荷高を転用して作成しているが、品目番号と品目名が2つの調査で若干異なる為、統一頂けると集計作業が簡易になり、負担が軽減される。また、「14主要原材料名」や「15 作業工程」等は基本的に変更が無い為、昨年から変更が無いものについては記載不要として頂けるとありがたい。</p> <p>【資本財調査（産業連関構造調査）】 工業統計調査や機械器具月報と品目番号及び品目名を統一して頂けるとありがたい。また、品目の分類がかなり細かい上、販売先対象も民向け官向けに分類する必要があり、かなりの作業時間を要する。分類を大項目でまとめるか、販売先対象の分類分けが無くなると資料作成の負担がかなり軽減されるのでご検討ください。</p>	経済産業省	<p>【工業統計調査】 工業統計調査に関する御提案については、公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期基本計画）で示されている報告者の負担軽減・抑制を踏まえ、統計結果の継続性の観点に留意しつつ、検討してまいります。</p> <p>【資本財調査（産業連関構造調査）】 資本財販売先調査は、産業連関表の付帯表として「固定資本マトリックス」を作成することを目的として実施している調査であり、産業連関表の取引基本表で「資本財」として取り扱われる製品について、国内設備投資向け販売高の産業別内訳（公的及び民間）を把握するために行っています。さらに固定資本マトリックスは国民経済計算（GDP統計）の基礎情報として利用されており、その推計精度にも影響を及ぼすため、販売対象先を公的及び民間に分類分けした情報を得ることが、この調査において非常に重要であることをご理解ください。</p> <p>品目名及び品目番号については、品目名は産業連関表の部門名称及び品目例示から適切な名称を設定し、品目番号は産業連関表のコード順に連番で付けていますが、報告者の負担軽減の観点を踏まえ検討してまいります。</p>	<p>【工業統計調査】 工業統計調査は産業構造を把握する観点から日本標準産業分類に基づき調査しており、品目番号については、日本標準産業分類の細分類（4桁）に属する番号の末尾に工業統計調査独自の枝番（2桁）を付与して6桁の品目番号として品目を細分化しておりますが、個々の品目番号には複数の商品がそれぞれ紐付けられております。</p> <p>一方、経済産業省生産動態統計調査は、109種類の調査票毎に指定した品目（商品）の生産活動を把握する調査のため、調査独自の概念定義範囲による品目となっており、品目番号、品目名は調査票毎に印字しております。</p> <p>生産動態統計調査は、品目の生産動向をアクティビティ単位で月次で捉えることを目的としており、産業分類に基づき、産業構造を把握する工業統計調査では目的が異なっているため、現状では対応は困難となります。</p> <p>品目分類のあり方については、公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期基本計画）で示されている「生産物分類」について、新たに作成する検討を行っているところであり、今年度に策定された財における生産物分類の作成状況を見ながら、品目の概念定義範囲を検討したいと思っております。</p> <p>なお、工業統計調査においては、ホームページに「商品分類表」を公表しております。生産動態統計調査の品目名を参考に検索をしていただければ、工業統計調査のどの品目番号に含まれているのか確認することも可能となっておりますので、ご利用ください。 https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-4.html#menu08 （注）工業統計調査は令和4年調査より、経済構造実態調査に包摂される。</p> <p>【資本財調査（産業連関構造調査）】 資本財販売先調査は、産業連関表の付帯表として「固定資本マトリックス」を作成することを目的として実施している調査であり、産業連関表の取引基本表で「資本財」として取り扱われる製品について、国内設備投資向け販売高の産業別内訳（公的及び民間）を把握するために行っています。さらに固定資本マトリックスは国民経済計算（GDP統計）の基礎情報として利用されており、その推計精度にも影響を及ぼすため、販売対象先を公的及び民間に分類分けした情報を得ることが、この調査において非常に重要であることをご理解ください。</p> <p>工業統計調査や機械器具月報と品目番号及び品目名を統一する件につきましては、上述の【工業統計調査】の回答にもありますように、現状では対応は困難となりますが、公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期基本計画）で示されている「生産物分類」について、新たに作成を進めているところであり、報告者の負担軽減の観点を踏まえ、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、資本財販売先調査の「記入の手引」に、調査対象品目名と一次統計調査（工業統計品目及び生産動態統計品目）との対応関係を掲載しておりますので、こちらを御確認ください。</p>
30	工業統計調査(基幹)	複数調査の統合・同時実施について 企業の事業活動の実態を把握する各種の調査票において、類似または重複する調査項目（生産量や売上金額、仕入額など）があるように見受けられます。そこで、別々の機会に実施していた複数の統計調査の統合や、各調査票の従来の回答項目の見直しを検討する余地があると考えます。	経済産業省	複数調査の統合・同時実施について 工業統計調査については、公的統計の整備に関する基本的な計画（2018年3月6日閣議決定）において、2022年調査の企画時までに、工業統計調査を経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得ることとされており、また、同計画において、経済構造実態調査と経済産業省企業活動基本調査等の役割分担、重複是正等について検討し、2022年度までに一定の結論を得ることとされており、今後当該検討を進めてまいります。	複数調査の統合・同時実施について 工業統計調査の経済構造実態調査への包摂については、経済構造実態調査検討会※において具体的な包摂方法の検討を行い、2021年3月に、2022年調査の設計について統計委員会に諮問を行いました。また、経済産業省企業活動基本調査等との役割分担、重複是正等についても2022年度までに一定の結論を得ることに向け、引き続き検討を進めてまいります。 ※経済構造実態調査検討会HP http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kkj/index.html
公表時期：2019年4月26日公表分					
31	機械受注統計	<p>内閣府「機械受注統計報告」の季節調整について、需要者別で行われているため、製造業・非製造業の内訳がともにプラスとなっても、全体ではマイナスとなることがあり、受注動向の把握が難しい。</p> <p>（例）2018年5月の前月比 民需（船舶・電力を除く）：-3.7% 製造業：+1.3% 非製造業（船舶・電力を除く）：+0.2%</p> <p>全体と製造業・非製造業の前月比は同符号となるように、季節調整モデル又は需要者別の季節調整の方法を見直すべきである。</p>	内閣府	機械受注統計の季節調整については、民需（除く船舶・電力）、製造業、非製造業（除く船舶・電力）は、それぞれの系列の季節性を個別に除去するために系列ごとに季節調整を行っています。符号の整合性がとれることのみならず（利便性）とともに、どの方法がより適切な季節調整となるかということ等も重要であり、今後とも改善に向けた検討を行い、引き続き有用性の向上に努めてまいります。	2019年度に開催した有識者の研究会において、直接法（民需（除く船舶・電力）の原系列に季節調整を直接かけて算出）と間接法（製造業と非製造業（除く船舶・電力）のそれぞれの季節調整値の和を民需（除く船舶・電力）の季節調整値とする）との比較検討を行いました。直接法と間接法とで明瞭な優劣の差が見られなかったことから、この研究会では従来の季節調整の方法を見直すとの結論には至りませんでした。引き続き検討を行ってまいります。

32	消費者物価指数	<p>ウェイトの大きい「持家の帰属家賃」について品質調整が行われていないことから、実勢との乖離が生じている。</p> <p>「持家の帰属家賃」の品質調整について、可能な限り早期に結論を得て公表を開始すべきである。</p>	総務省	<p>消費者物価指数における家賃の品質調整については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、「次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度（2018年度）以降も検討する。」こととされています。</p> <p>これを受け、有識者の意見を踏まえながら、国内外の情報収集や借家家賃の経年変化率に関する試算を含む研究分析を行い、平成30年3月及び7月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告するとともに、同年7月にこれまでの研究成果を取りまとめて公表するなど、次期基準改定に向けた検討を進めているところです。</p> <p>なお、「持家の帰属家賃」の測定手法については、日本や米国などが採用している等価家賃法のほか、取得額測定法、ユーザーコスト法など様々な手法があり、どの手法を採用すべきかについてE.U域内においても合意が得られていないのが現状であるため、国際的な議論の動向や有識者の御意見も踏まえつつ、中長期的に検討を進めてまいります。</p>	<p>消費者物価指数における家賃の品質調整については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、「次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度（2018年度）以降も検討する。」こととされています。</p> <p>これを受け、有識者の意見を踏まえながら、国内外の情報収集や借家家賃の経年変化率に関する試算を含む研究分析を行い、平成30年3月及び7月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告するとともに、同年7月にこれまでの研究成果を取りまとめて公表しました。また、直近の住宅・土地統計調査結果を用いた更なる試算等を行うなど、次期基準改定に向けた検討を進め、令和3年2月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告し、適当との結論を得るとともに、同年8月に追加の研究成果を公表しました。</p> <p>なお、「持家の帰属家賃」の測定手法については、日本や米国などが採用している等価家賃法のほか、取得額測定法、ユーザーコスト法など様々な手法があり、どの手法を採用すべきかについてE.U域内においても合意が得られていないのが現状であるため、国際的な議論の動向や有識者の御意見も踏まえつつ、中長期的に検討を進めてまいります。</p>
33	家計調査	<p>シェアリングエコノミーが普及しつつあるが、その動向を正確に捕捉する統計が存在しない。</p> <p>シェアリングビジネスが提供するサービスの支出項目の追加を検討すべきである。</p>	総務省	<p>総務省・統計委員会においてシェアリングエコノミーの計測の実用化に向けた方法が検討されているところであり、そのような状況も踏まえて検討してまいります。</p>	<p>総務省・統計委員会においてシェアリングエコノミーの計測の実用化に向けた方法が検討されているところであり、一環として内閣府が中心となって「2018年度シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」を実施し、令和元年8月30日の統計委員会企画部会に報告されたことと認識しているところです。</p> <p>いずれにしても、総務省・統計委員会におけるさらなる検討状況を注視してまいります。</p>
34	家計調査	<p>2018年1月分から「家計調査」の公表日が1週間後ろ倒しとなったことで、「家計調査」への市場の関心が大幅に低下している。</p> <p>「家計調査」の「第1表 主要家計指標-二人以上の世帯」、「第2表 1世帯当たり1ヵ月間の収入と支出-二人以上の世帯」、「第3表 主要項目の季節調整値-二人以上の世帯」について、公表を1週間早めるべきである。</p>	総務省	<p>現行の公表スケジュールは、家計調査、家計消費状況調査、C T I（消費動向指数）という家計消費に関連する3つの統計を同時・一体的に公表することにより、家計調査単独では把握できない、単身世帯・総世帯の月次の消費動向を含む消費動向のより正確な把握や総合的な分析を可能とするものとなっており、昨年開始されたところです。当面は、このスケジュールによって公表を行うこととしていますが、今後、これら3つの統計全体の公表早期化についても検討を進めてまいります。</p>	<p>2018年度9月末公表分でも記載したとおり、当面は現行スケジュールに沿った公表を実施してまいります。公表早期化に関しては実査面や集計面において慎重な検討が必要であることから中長期的課題として認識しており、特に精度維持の観点を念頭に置きつつ、検討してまいりたいと考えております。</p>
35	産業連関構造調査（鉱工業投入調査）	<p>調査項目に製品単位では管理していない費用項目が含まれており、回答の作成に苦慮している。</p> <p>調査の趣旨に沿った回答が難しい旨を踏まえて、代替案を検討すべきである。</p>	経済産業省	<p>産業連関構造調査（鉱工業投入調査）は、関係府省庁で5年に1度作成している「産業連関表」の基礎資料として活用することを目的に実施する調査で、主として主要工業製品の原材料や間接経費等の原価構成を把握し、製品毎の投入構造を推計するために必要な調査です。</p> <p>当省や他省庁で実施している当該統計調査以外の統計調査では、産業連関表を作成する上で必要となる詳細な投入構造を把握することができないため、本調査の実施は必要不可欠となります。</p> <p>ぜひ、本調査の趣旨や必要性等を御理解頂き、御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、調査項目についてプレプリントを実施するなど記入者の負担軽減策を実施しているところですが、調査事項の回答状況等を鑑み、記入率の低い調査事項については、見直しを行うとともに、さらに調査対象の選定については、「1事業所1品目」を原則とし、また、品目単位での回答が難しい調査項目については、「複数品目」での回答が可能となるよう、検討してまいりたいと考えます。</p>	<p>産業連関構造調査（鉱工業投入調査）は、関係府省庁で5年に1度作成している「産業連関表」の基礎資料として活用することを目的に実施する調査で、主として主要工業製品の原材料や間接経費等の原価構成を把握し、製品毎の投入構造を推計するために必要な調査です。</p> <p>当省や他省庁で実施している当該統計調査以外の統計調査では、産業連関表を作成する上で必要となる詳細な投入構造を把握することができないため、本調査の実施は必要不可欠となります。</p> <p>ぜひ、本調査の趣旨や必要性等を御理解頂き、御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、調査項目についてのプレプリントの実施や調査対象事業所の選定については、「1事業所1品目」を原則とするなど記入者の負担軽減策を実施しています。一方、品目単位での回答が難しい調査項目について「複数品目」での回答が可能となるような調査設計の見直しについては、調査目的である品目毎の投入構造を的確に捉えるため、記入していただきました複数品目の費用構成を品目単位の情報に集分する方法の検討などに時間を要すること、統計行政改革の中で、令和7年産業連関表の作表方法そのものが大きく見直される予定となっていることから、本調査の見直しについてもこうした検討内容を踏まえた上で次回調査設計のタイミングまでに引き続き検討してまいりたいと考えます。</p>
公表時期：2019年11月27日公表分					
36	四半期別GDP速報	<p>日本では、分配側GDPの推計が、支出側・生産側GDPの推計を基に行われている。他方、米国では、税務データを用いた家計の受取配当の算出などによって、分配側GDPを直接推計している。</p> <p>米国と同様に、税務データの積み上げによる、分配側GDPの直接推計を検討すべきである。</p>	内閣府	<p>第Ⅲ期公的統計基本計画（平成30年3月閣議決定）においては、「生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する」とされているところ、S U T体系への移行の状況も踏まえつつ、検討を進めてまいります。</p> <p>なお、家計の可処分所得及び貯蓄の速報値については、平成30年度中に「参考系列としての公表を目指して検討する」こととされており、統計委員会国民経済計算体系的整備部会場で審議しながら、内閣府において検討を進めてきたところであり、今後は実務的な推計体制が整い次第、参考系列として公表を開始する予定です。</p>	<p>第Ⅲ期基本計画策定以降、統計委員会国民経済計算体系的整備部会において家計の可処分所得及び貯蓄の速報値について、推計方法や試算結果等の報告を行い、平成31年（2019年）4月の第15回国民経済計算体系的整備部会において参考系列としての公表について了承を得ました。これを踏まえ、平成31年（2019年）1 - 3月期分より、家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報を参考系列として公表しております。</p> <p>また、分配側GDPの四半期速報の取扱いについては、国民経済計算体系的整備部会において試算等の報告を行っているところであり、令和2年度（2020年度）に内閣府において行った有識者を構成員とする「生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会」における議論等を踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。</p>